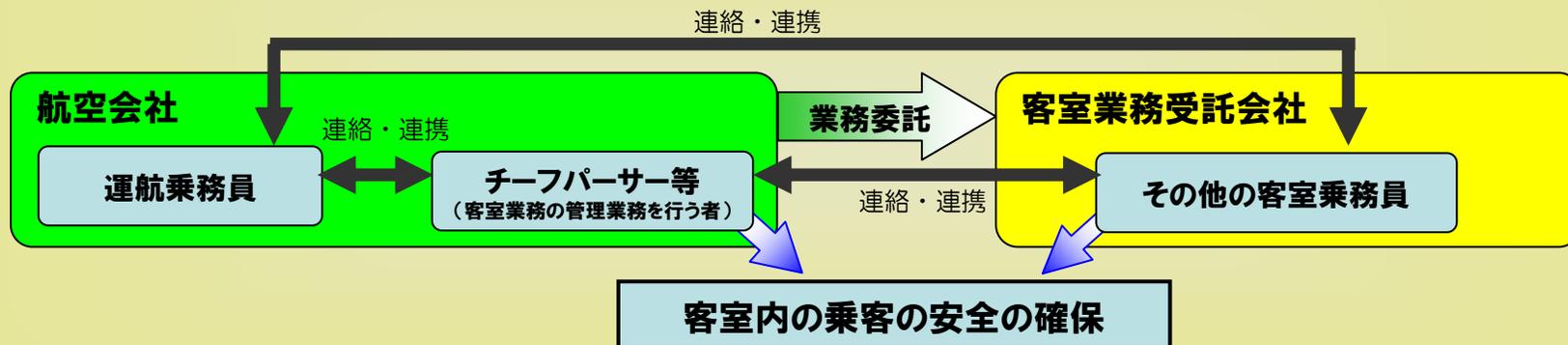


# 審議予定事項

～第2回委員会で審議終了を予定～

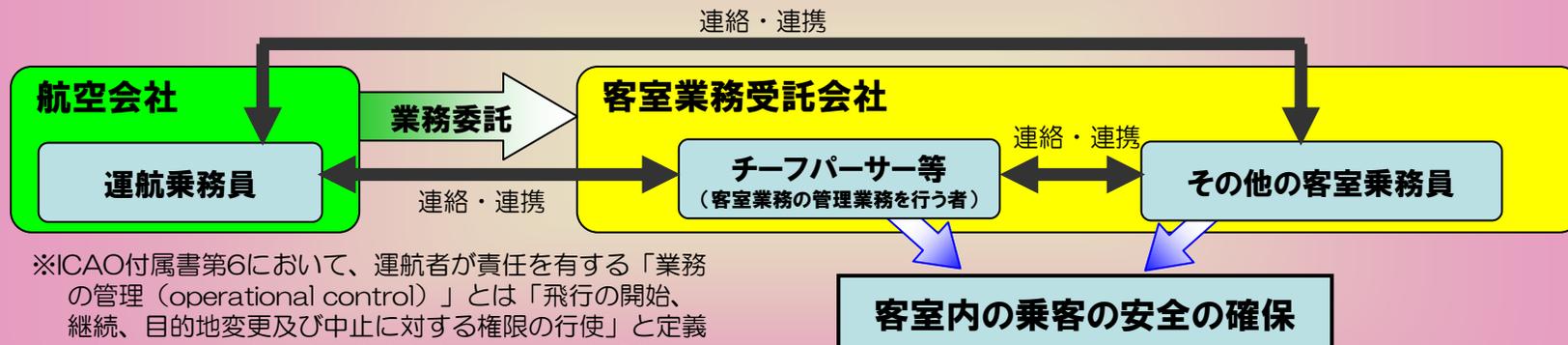
## 現 状

客室業務を管理する業務以外の客室業務のみ委託が可能



## 対応の方向性（規制改革推進のための第2次答申）

他の航空会社の従業員の活用を容易にするため、運航の安全確保を前提として、機長の指揮命令の実効性の担保手段を明確化した上で、客室乗務員の責任者と運航乗務員が同一会社でなければならないとする要件を見直す。



※ICAO付属書第6において、運航者が責任を有する「業務の管理（operational control）」とは「飛行の開始、継続、目的地変更及び中止に対する権限の行使」と定義されており、今般、客室業務を管理する業務を「業務の管理」の対象外としても、ICAO付属書との関係で齟齬は生じない

## 見直しに際して留意すべき点

全ての客室業務を第三者に委託した場合でも、機長等の法的な指揮監督権限に影響を与えることがないように、また、客室内の乗客の安全確保に支障を来たさないよう、委託者及び受託者に求められる要件を検討する必要がある。

航空法第七十三条 機長（機長に事故があるときは、機長に代わつてその職務を行なうべきものとされている者。）は、当該航空機に乗り組んでその職務を行う者を指揮監督する。

## 客室保安業務の概要

## 1. 客室安全の確保に係る業務

## ①シートベルトの常時着用 of 要請その他安全上の指示及び説明

- ・シートベルト着用状況、座席背もたれ、座席備え付けトレーの状況確認
- ・安全情報のブリーフィング及びデモンストレーション

## ②緊急避難に係る誘導

- ・緊急時の客室の状況把握と機長との連絡・連携
- ・緊急着陸水前の乗客に対する衝突防止姿勢等の指示
- ・援助者の選定と援助内容の指示
- ・非常脱出口の指示
- ・乗客への脱出指示及び安全な場所への誘導
- ・緊急状態に応じた非常用装備品の使用

## ③機内火災の消火

- ・火災の状況確認と機長との連絡・連携
- ・発生した火災に適した消火器による消火

## ④機内持ち込み手荷物の適切な収納等の確認

- ・旅客搭乗前に不審者・物がなにかセキュリティーチェック
- ・機内持ち込み手荷物の収納状況の確認
- ・搭乗旅客数、座席の確認
- ・危険品搭載の有無の確認
- ・客室内の異常、不審者・物の有無の常時監視
- ・非常用装備品の点検
- ・緊急時に備えたドアモードの変更

客室業務を管理する者は、これらの客室保安業務の実施に加え、運航乗務員や他の客室乗務員との間の連絡・連携で特に重要な役割を担うとともに、不時着時に運航乗務員に事故があったときに運航乗務員に代わって非常脱出の指示を行う責務等を有している。

## 2. その他機長の指揮命令に基づく業務

- ・安全阻害行為を行った者に対する注意、命令等

## 委託者及び受託者に求められる要件（案）

	客室業務を管理する業務以外の業務（一般客室業務）に係る受委託の場合（現行基準）	客室業務を管理する業務（客室管理業務）に係る受委託の場合（追加設定する基準）
業務実施に係る基準・手順	委託者が定める基準・手順に従い実施されること 提示された基準・手順に従うことができない場合には、運航規程類が許容する範囲内で委託者の判断・指示に基づき実施されること	
委託者の要件	業務の管理を自ら行う航空運送事業者であること	
	受託者及び受託者が行う業務を適切に管理する体制を有すること	
	委託者を代表して委託管理の適切な実施及びその体制の維持に必要な措置を講じる委託管理責任者（経験要件及び知識要件あり）を配置していること	
受託者の要件	受託する業務を適切に実施する体制及び能力を有する者であること	
	受託者を代表して業務の適切な実施及びその体制の維持に必要な措置を講じる受託業務責任者（経験要件及び知識要件あり）を配置していること	
	当該受託に係る航空機と同一型式の航空機を用いて同等若しくは類似した方式により一般客室業務を実施している他の航空運送事業者又は一般客室業務を専門的に実施する者であって委託者の使用航空機、運航形態、運航方式等を勘案して適切に業務を実施することができるものと認められるものであること	当該受託に係る航空機と同一型式の航空機を用いて同等の方式により一般客室業務及び客室管理業務を実施している他の航空運送事業者であって委託者の使用航空機、運航形態、運航方式等を勘案して適切に業務を実施することができるものと認められるものであること
委託者による管理	委託を開始する前に、委託先の能力・体制を審査すること	
	受託者による個々の業務が委託者の運航規程類に従って適切に実施されるよう管理すること（客室乗務員に対する訓練及び審査に係る管理の詳細については、下表を参照）	
	受託者に適用される業務実施の基準等は委託者が実施する場合と同様のものであることを確認すること	
	受託者による業務実施の体制及びその品質を定期的かつ必要に応じ適宜監査すること	

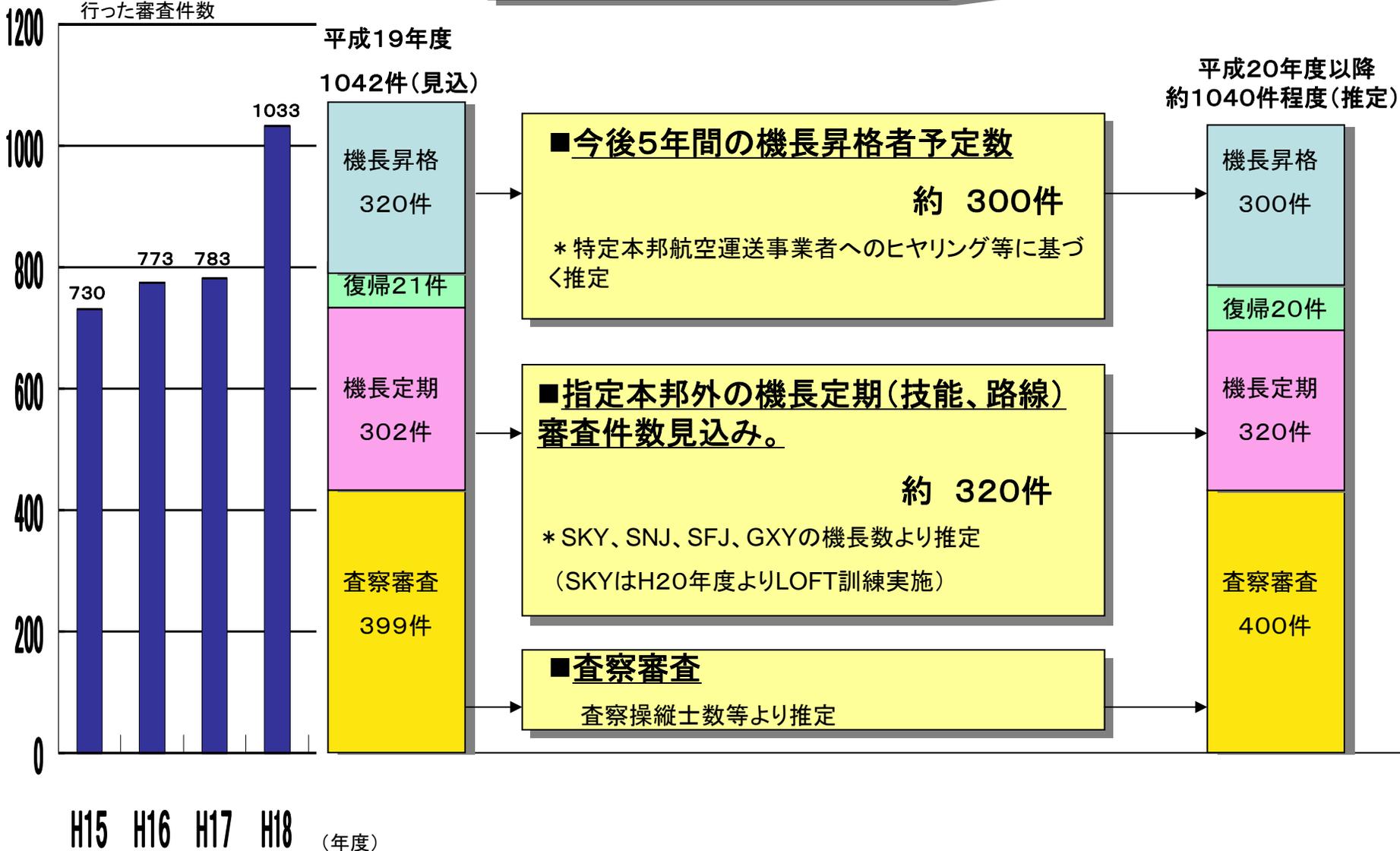
## （客室乗務員に対する訓練及び審査の相違）

	一般客室業務に係る訓練及び審査	客室管理業務に係る訓練及び審査
委託者による管理	受託者における訓練及び審査の内容を確認するとともに、受託者の方式が委託者の方式と類似である（同等でない）場合は、方式上の相違点に関する訓練及び審査を行わせ、委託者と同等な方式で業務を行うために必要な知識及び能力が確保されることを確認すること	受託者における訓練及び審査の内容を確認し、委託者と同等な方式で業務を行うために必要な知識及び能力が確保されることを確認すること

業務マニュアル、訓練・審査等の同等性が確保されるよう留意しながら、上記に示す要件等を設定する方向で検討を進める。

今後の国の審査官の審査量の推定

(件数) 特定本邦に対し国の審査官が行った審査件数



見直しの視点

- ①組織認証や組織監督の充実強化
- ②指定本邦航空運送事業者制度の活用
- ③加齢乗員等の更なる活用
- ④極めて類似性の高い型式間の移行の合理化

■ 機長昇格審査について

機長昇格審査については、機長としての一般的知識・能力をより客観的立場から審査することが求められることから、引き続き国が実施する必要がある。

■ 機長定期路線審査の見直し

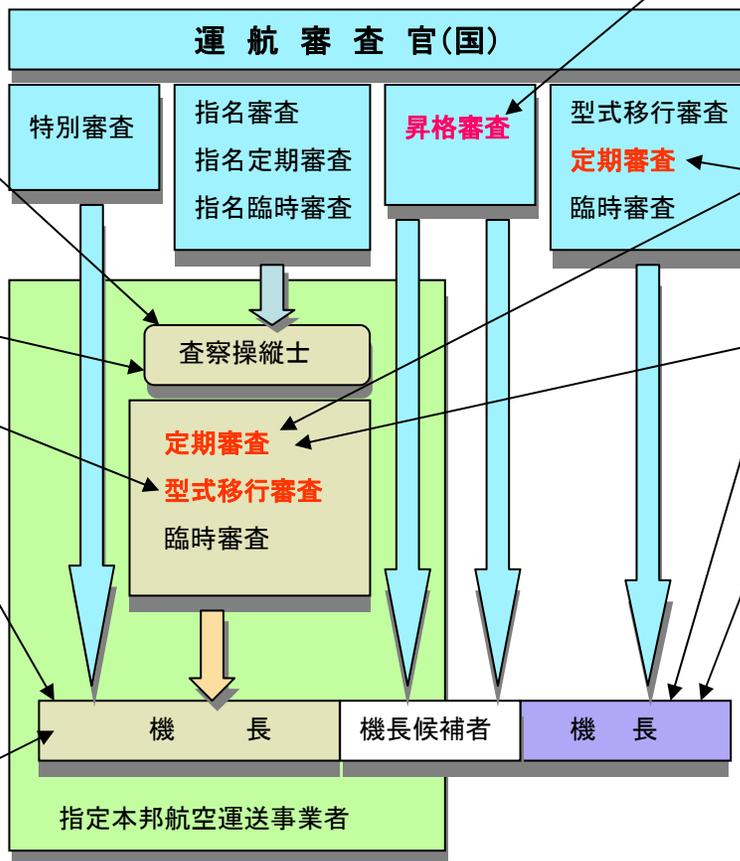
定期路線審査(実地)を片道で行う範囲を拡大する。

■ LOFT教官の要件の緩和

③の視点から、LOFT教官として航空身体検査基準に適合しない者等を活用するための基準を明確化する。

■ 指定本邦航空運送事業者以外への対応

- ・ LOFT訓練導入の指導
  - ・ 指定本邦航空運送事業者取得の指導
- 指定本邦航空運送事業者の指定にあたって、事業者の経験・能力等に応じ査察操縦士が行う審査の範囲を制限することにより早期認定を可能とする。



■ 査察操縦士

査察操縦士は、指定本邦航空運送事業者の要であり、組織認証の一部として引き続き位置づける必要がある。

③の視点から、以下の見直しを行う。

・シミュレーターによる技能審査のみを行う査察操縦士として、航空身体検査に適合しない者等を指名することができる仕組みを新設

・定年後の再雇用など、雇用形態が変更となっても、査察操縦士としての指名は引き続き効力を有することが可能となるよう見直し

■ B777→B787審査への対応

④の視点から、製造国政府(FAA)の検討を踏まえつつ以下の措置を講じる

・査察の要件として求められるB787の機長時間に関し、B777に関する機長時間を算入

・B777から移行する機長に関し、技能審査については実地審査を、また路線審査については、実地審査及び口述審査をそれぞれ省略

・CAT-I 機長の要件として求められるB787の機長時間に関し、B777に関する機長時間を算入

■ 査察操縦士が審査する機長の範囲の見直し

②の視点から、以下の見直しを行う。

・類似規程事業者間の異動に伴う、型式間の移行について拡大

・訓練部門等からの認定の失効後の復帰について拡大

審査の見直しによる国の審査官の審査量の低減と組織認証や組織監督の充実強化

平成20年度以降  
1040件程度(推定)

平成20年度以降  
約845件(～920件)推定



**■組織認証や組織監督の充実強化**

- ・機長の特別審査
- ・査察操縦士への臨時審査
- ・指定本邦への立ち入り検査
- ・審査、検査結果の分析及びこれらを踏まえた指導

**対応の方向性**

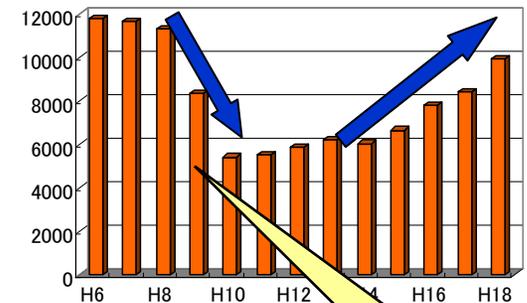
前述の考え方を踏まえ機長等の各種審査方法の見直し作業を進めるとともに組織認証及び組織監督の充実強化を図る。

## 予備品証明制度

耐空性に大きな影響を及ぼす修理を行う場合、予備品証明を受けた装備品を使用して修理を行うことにより、国による修理改造検査を受けなくても、国家資格を有する整備士の確認等により航空機を航空の用に供することができる。



＜予備品証明検査件数の推移＞



H9.10  
みなし制度の導入

## 予備品証明のみなし制度

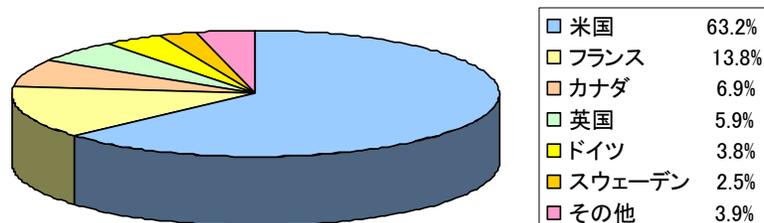
更に予備品証明制度には、次のいずれかに該当するものは予備品証明を受けたものとみなすことができる“みなし制度”がある。

- ①法第20条第1項第2号(航空機の製造検査)、第6号(装備品の製造検査)又は第7号(装備品の修理改造)の能力について認定を取得した事業場が作業及び確認した装備品
- ②国土交通省令で定める輸入した装備品
  - ICAOの締約国たる外国が証明した装備品
  - 我が国と同等以上の基準及び手続に基づき外国の認定を取得した事業場が証明した装備品
 ※現在のところ、新規製造品にのみ適用されている。

# 予備品証明の運用の見直し(2/2)

## 予備品証明検査の実績

- ◆ 予備品証明を受検する装備品のほぼ全てが海外(国別の比率は以下の円グラフを参照)、そのうちの約6割が米国で整備されたものである。
- ◆ 事業者別の比率で見た場合、3割弱が上位10社の外国の装備品製造者／修理事業者で整備されているものである。
- ◆ 整備を行っている外国の装備品製造者／修理事業者は、基本的に当該国から装備品の整備に係る認定を取得している。



最近2ヶ月間のサンプル調査による

## みなし制度の適用

①認定を取得した事業場が作業及び確認した装備品

⇒外国の装備品製造者／修理事業者における  
**我が国の事業場認定の取得促進が必要**

②我が国と同等以上の基準及び手続に基づき外国の認定を取得した事業場が証明した装備品

⇒外国当局が認定した事業場が証明した装備品に不具合等が発生した場合に、当該外国当局が責任を持って、原因究明、その後の改善等安全上必要な対応を取ることを担保するため、**相互承認協定等の締結が必要**

## 対応の方向性

予備品証明において**国による直接検査の件数を減少させる**とともに**航空機の利用者の利便性の向上及び国の業務の更なる効率化**を図るため、**外国の装備品製造者／修理事業者における我が国の事業場認定の取得促進**を図るとともに、**装備品の整備に関する外国当局との相互承認協定等の締結**に向けて取り組んでいく。

特に予備品証明を受検する装備品の約6割が米国の製造者／修理事業者で整備されていることも考慮して対応を進めることとする。